

身体拘束適正化のための指針

1. 身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものです。特定非営利活動法人 希望の星は、利用者の尊厳と主体性を尊重し、安心・安全が確保されるよう基本的な仕組みを作り、利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、利用者の身体拘束を原則禁止とします。

(1) 具体的な考え方

- ① 身体拘束は廃止すべきものである。
- ② 身体拘束廃止に向けて、常に努力をしなければならない。
- ③ 安易に「やむを得ない」で身体拘束を行わない。
- ④ 創意工夫を忘れない。
- ⑤ やむを得ない場合、利用者、ご家族に十分な説明を行うなど適切な手順を踏む。
- ⑥ 身体拘束を行った場合でも、あらゆる手段を講じて廃止するための努力を怠らない。
- ⑦ 利用者の人権を一番に考慮する。
- ⑧ 福祉サービスの提供に誇りと自信を持つ。

(2) 障害福祉サービスの身体拘束廃止の規定

サービス提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者などの生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を禁止しています。

(3) 緊急・やむを得ない場合の3要件

利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解した上で身体拘束を行わない支援を提供することが原則です。

しかしながら、以下の3つの要素のすべてを満たす状態の場合は、必要最低限の身体拘束を行うことがあります。

- ① 切迫性…利用者本人又は他の利用者などの生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
 - ② 非代替性…身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する支援方法がないこと。
 - ③ 一時性…身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。
- ※身体拘束を行う場合には、以上の3つの要件をすべて満たすことが必要です。

2. 虐待防止・身体拘束の適正化委員会に関する事項

事業者は、身体拘束の適正化等を目的として身体拘束の適正化委員会(以下、「委員会」という)を設置します。

- ・委員会の運営責任者は理事長とし、構成メンバーは生活支援員等、施設・事業所の職員から委員会の設置趣旨に照らして必要と認められる者を選出し構成する。
また、必要に応じて第三者の助言を求められることとする。
- ・委員会は虐待防止委員会と一体的に運営する。
- ・委員会は定期的(年1回以上)に開催し、次のことを検討・協議する。
また、必要時には随時開催する。
 - ① 虐待の未然防止のために身体拘束等禁止マニュアル等を確認し、必要に応じて見直す。
 - ② 虐待防止チェックリスト等を活用し、虐待または身体拘束等の兆候がある場合には慎重に調査し、検討及び対策を講じる。
 - ③ 虐待が発生した場合、その原因を分析し再発防止策を講じる。
 - ④ 身体拘束等を実施せざるを得ない場合の検討及び手続きを行う。
- ・委員会を開催した場合、その内容・検討結果を職員に周知徹底する。

3. 身体拘束適正化のための職員研修に関する基本方針

(1)研修の実施

- ・原則年1回以上虐待防止研修の内容に含め実施する。
- ・新規採用職員は、入職時に虐待防止及び身体拘束適正化のための研修を実施する。

(2)研修の内容

身体拘束適正化のための基礎的な内容として、適切な知識の普及啓発を図る。

(3)研修の記録

研修の実施後、参加者に対してそれぞれの記録の作成を求める。

当日参加できなかった者については、配布した資料を読み込んだ上、記録の作成を求める。

4. 事業者内で身体拘束等を行う場合の報告方法等の方策に関する基本方針

身体拘束等が必要となる事案が発生した場合は、管理者・施設長へ報告し、身体拘束等の必要性の判断を仰ぎます。

突発的・緊急的に身体拘束等が必要になった場合には管理者や虐待防止担当者へ報告の上、身体拘束等を実施し、実施後に経緯を施設長へ報告します。突発的・緊急的に本人又は周囲に危険が及ぶことが想定される場面では、現場職員で判断をして身体拘束等を

実施し、実施後に経緯を管理者、施設長へ報告します。

5. 身体拘束等が発生した場合の対応に関する基本方針

(1) 委員会での検討

- ① 緊急やむを得ず身体拘束を行う必要が生じた場合は、委員会において「切迫性」「非代替性」「一時性」の3要件の全てに該当するか確認する。
- ② 拘束による利用者の心身の弊害や拘束を実施しない場合のリスクについて検討する。
- ③ 身体拘束を行うと判断した場合は、拘束の内容・目的・理由・時間帯・期間等について検討し、利用者本人・ご家族に対する説明・同意書を作成する。

(2) 利用者本人及びご家族への説明

- ① 利用者本人・ご家族に対し、身体拘束の内容・目的・理由・時間帯・期間・解除に向けた取り組み方法を詳細に説明し、同意を得る。
- ② 身体拘束の同意期限を超え、なお拘束を必要とする場合については、事前に利用者・ご家族に再度同意を得た上で実施する。

(3) 記録

身体拘束等を行った場合は、拘束方法・心身の状況・やむを得なかった理由、経過などを記録する。記録はサービス完結後5年間保存し、必要時に提示できるようにする。

(4) 身体拘束等の解除

身体拘束を継続する必要性がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除し、利用者・ご家族に報告する。

6. その他身体拘束等の適正化推進のために必要な基本方針

(1) 身体拘束等をしない支援を提供していくため、事業所全体で以下のことに取り組む。

- ① 利用者主体の行動に努める。
- ② 言葉や対応などで、利用者の精神的な自由を妨げないように努める。
- ③ 利用者の思いを汲み取り、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、丁寧な対応を行う。
- ④ 利用者の安全を確保する観点から、利用者の身体的、精神的な自由を安易に妨げるような行為は行わない。やむを得ず安全確保を優先する場合は委員会で検討する。
- ⑤ 「やむを得ない」として拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者主体の生活をしていただけるように努める。

(2) その他身体拘束等の適正化推進のために必要な事項について、本指針に記載のないものは必要に応じて委員会にて検討し決定する。

7. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

本指針は、利用者やご家族等が自由に閲覧できるように、事業所内に常設し、またホームページに公表します。

附則

本指針は、令和5年4月1日より実施する。